

決算確定申告サポート相談会予約申込のご案内

当会では継続して各種感染症の対策を実施しています。下記の注意事項にご協力をお願いします
必ず事前予約をお願いします

来会はおひとりで、予約時間通りにお越し下さい

マスクを着用し、手指のアルコール消毒をお願いします

当日朝の検温で熱がでている、体調がすぐれないなどの症状のある方は、予約の変更をお願いします



11月末までに次ページのお申し込み方法で
サポート相談会の予約申し込みを必ずお願いします

記帳はしていますか？

今までで記帳されていなかった方、簡易帳簿での記帳や集計の仕方、決算書の下書きの書き方がわからない方、複式簿記で記帳されていて帳簿の確認をされていない方は11月末までにご予約のうえご来会ください。

会計ソフトをお使いの方へ

決算確定申告相談会は、入力内容の記帳確認は行えませんので、入力の仕方や確認は11月末までにご予約のうえご来会ください。また、ツカエル青色申告オンライン以外のクラウド会計ソフトをお使いの方はデータの確認ができません。事前確認は帳簿等を印刷してお持ちください。

記帳等のご相談は4月から11月まで

下記に該当する方は、11月までにお電話でご予約のうえ事前にご相談下さい

- ✓ **新規開業の方** ➡ 記帳、申告準備をお願いします
- ✓ **新入会の方(新規開業以外の方)** ➡ 事前に2年分の決算申告書類をお持ち下さい
- ✓ **不動産共有按分以外の決算書作成を希望される非会員の方** ➡ 入会手続きをお願いします
- ✓ **土地建物を売却または買い替えをした方** ➡ 事前に税務署で譲渡所得の内訳書を作成して下さい
- ✓ **今年自宅住居を購入し住宅借入金等特別控除を受ける方** ➡ 要件確認と提出書類の準備が必要です
- ✓ **10万円以上の業務用固定資産を取得、買い替え、修繕をした方** ➡ 減価償却費の登録が必要です
- ✓ **株式の申告がある方** ➡ 取引報告書等の書類準備と事前に申告内容を選択のうえお越し下さい
- ✓ **期間中に廃業や事業主交代など申告期間の変更がある方** ➡ 事前に登録変更をお願いします
- ✓ **65万控除の適用を希望する方** ➡ 繰越残高の確認と貸借対照表を一致させて下さい
- ✓ **記帳相談・会計ソフト入力確認** ➡ 相談会では内容、入力確認は行えませんので事前にご相談下さい

相 談 会 予 約 申 込 書

このページに記入後、コピーして右記の
いずれかの方法でお申し込みください
この用紙は、控として保管してください

お申し込み方法



ホームページ

FAX

郵送

ポストに投函

★予約日時確定通知は 12 月末に発送予定の決算申告準備書類に同封します★

私は申込にあたり事前確認・予約の案内・お願い・注意事項をすべて確認了承した

フリガナ
署 名

住 所 〒 -

※電話番号は携帯など必ずご連絡のつく番号をご記入下さい

TEL

*会員以外(非会員)の署名欄  【申告手続きを希望する方をご記入ください】

フリガナ
署 名

対象外の日時のご記入は無効となります。第 3 希望までご記入ください

	日にち  次ページカレンダー 平日黄色 or 日曜日赤	時 間
		9 時 10 時 11 時 13 時 14 時 15 時 16 時
第 1 希望	/	:
第 2 希望	/	:
第 3 希望	/	:



※12 時～13 時は昼休憩となりますので複数名の連続した時間を予約の場合はご注意ください

↓ 下記の該当するすべての項目に ○ ・ 記入をしてください

土地建物の売却がある	なし 譲渡所得あり
今年ローンで自宅を購入した	なし 住宅借入金等特別控除初年度申請あり
株の申告がある	なし 特定口座あり 特定口座以外あり
会計ソフトを使用している	なし ジョブカン やよい BRA 他()
消費税の申告がある	なし 一般 簡易
ご要望 こちらは申込受付となりますので、ご質問等のご返信はできかねます。あらかじめご了承ください。	1 階で対応を希望する。 介助が必要なため、付き添いと 2 名で来会する。 など

事務局使用欄

会員No.	受付日	担当者	登録者	確認者	memo 変更等

予約のご案内・お願い・注意事項

～ 期 間 ～

2023年1月23日(月)～3月10日(金)の土日祝日を除く平日

黄色の日

～ 休日相談日 ～

2/19・2/26・3/5・3/12の日曜日

赤色の日

～ 時 間 ～

9時・10時・11時・13時・14時・15時・16時

*12時～13時は昼休憩 複数名の連続した予約はご注意ください

～ 予約方法 ～

1.ホームページ 2.FAX 3.郵送 4.事務局ポストに投函

*FAXは送信ミスのないよう自機の送信記録をご確認ください



1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
										1	2	3					1	2	3	
								6	7	8	9	10		5	6	7	8	9	10	
								13	14	15	16	17		12						
	23	24	25	26	27		19	20	21	22		24								
	30	31					26	28	28											

～おねがい～

*期間中はお電話でのお申し込み・ご質問・お問合せ等の対応が困難なためご遠慮ください。

*期日までにお申し込みの方が優先ですが、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。また、来会はお一人をお願いしておりますが、やむを得ない事情で付き添いが必要な方は要望欄にご記入ください。

～注意事項～

*ご予約はおひとり 1 回のみとなりますので、必要書類の不備・不足の無いように【必要書類準備チェックリスト】をご活用いただき、ご準備をお願いします。

*会員以外の決算申告相談は別途料金をいただきます。

*会計ソフトご利用・65万円控除希望の方は、3月12日までの予約期間のみ対応となります。

*期間中のパソコンの持ち込みはご遠慮ください。

*3月13日・14日・15日は来会受付順のため、対応人数を超えた場合は受付を終了させていただきます。最終日の3月15日は午前中のみで、書類の収受は行いません。管轄の税務署に直接ご本人でご提出ください。申告期限をすぎた場合もご本人でご提出となります。

*消費税申告相談は、3月17日以降です。課税取引表をご記入のうえご来会下さい。所得税相談会での同時対応はできませんので、あらかじめご了承ください。但し、簡易課税制度を選択の方で、時間中に対応可能な場合は受付いたします。

*お車でのご来会はご遠慮ください。

お申し込み ➡

江東西青色申告会 <https://nishiaoiro.jp/>
〒135-0011 東京都江東区扇橋3-1-2
FAX 03-3649-6876

必要書類準備チェックリスト

予約日までに該当書類をご準備してお持ちください

決算書確定申告書控え	過去2年分(昨年当会をご利用の方は不要です)
税務署からの送付書類 (未着の場合不要)	昨年申告会をご利用の方→ 確定申告のお知らせハガキ・通知書 (1月中旬頃予定) ご利用がない・新規開業の方→確定申告書類 一式
青色申告決算書の下書き (白色は収支内訳書) 会計ソフトは、バックアップデータもしくは決算書の印刷	売上・経費のわかるもの 決算書の下書き・印刷 バックアップデータ 複式簿記の方は一致させた貸借対照表まで記入 10万円以上の資産の購入、下取りがあった方は見積書・請求書等の明細 按分が必要な方は、それぞれの合計・事業割合 専従者給与・給与を支給している方は年末調整で使用した源泉徴収簿
マイナンバー (個人番号)関係書類	電子申告ご利用の方(代理送信含む)→申告者本人と扶養家族の個人番号 紙で提出の方→申告者本人と扶養家族のマイナンバーカード又は通知カードと運転免許証 などの身元確認書類の添付
源泉徴収票 注意!! 【通知書ではありません】	国民年金や厚生年金などの収入がある方は、 公的年金等の源泉徴収票 (1月下旬頃) ※「通知書」はお知らせのため確認できないので、必ず「源泉徴収票」をご持参下さい 俸給や給与、賃金、賞与などの収入がある方は、 給与所得の源泉徴収票等
支払調書	支払を受ける際に源泉徴収された所得税がある方は、 支払調書
生命保険契約に基づき支払われる年金がある	保険会社・郵便局等が発行する支払年金額等のお知らせ等が必要です (支払金額・既払保険料(掛金)・源泉徴収税額等の記載がある書類)
所得控除関係書類	医療費控除 「 医療費控除の明細書 」をご記入のうえ、ご持参ください 領収書は添付不要(5年間保存) 本人・生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費を明細書に記載し、高額療養費の戻り金額・生命保険等給付金金額がある場合は支払の対象となった医療費から差し引く
	社会保険料控除 注意!! 【通知書ではありません】 * 国民健康保険・後期高齢者医療保険 を支払っている方は、1月から12月中に実際に支払った合計額 ※「通知書」は期間が異なるため、保険料等年間支払金額の確認は事前に問い合わせるなど、準備のうえお越し下さい * 国民年金・国民年金基金 を支払っている方は、 控除証明書 (10月下旬～11月頃送付) * 介護保険料 を支払っている方は、1月から12月中に実際に支払った合計額 * 年金から差し引かれている場合は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています
	小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済等掛金 控除証明書 (11月下旬頃送付)
	生命保険料控除 生命保険(一般・個人年金・介護医療) 控除証明書 (給与所得の源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)
	地震保険料控除 地震保険料 控除証明書 (給与所得の源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)
	寄付金控除 「寄付金(税額)控除のための証明書・領収証」適用下限額が2,000円
	配偶者・特別控除 本年中の収入がわかるもの(源泉徴収票等)
	扶養控除 控除対象者のお名前・生年月日、 別居している方は住所 (国外居住親族の扶養控除は、親族関係書類及び送金関係書類の提出が必要です)
税額控除	住宅借入金等特別控除 前年より引き続き控除を受ける方は、借入先の金融機関が発行する「 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 」と初年度に税務署から送付された本年分の「 住宅ローン控除申告書兼証明書 」が必要です。 本年新規に取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類が必要です 事前にご準備下さい